

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

委員長	加治屋 義人 (自民)	国井 正幸 (自民)	谷 博之 (民主)
理事	岩城 光英 (自民)	小齊平 敏文 (自民)	ツルネン マルティ (民主)
理事	常田 享詳 (自民)	段本 幸男 (自民)	松下 新平 (民主)
理事	小川 敏夫 (民主)	野村 哲郎 (自民)	福本 潤一 (公明)
理事	和田 ひろ子 (民主)	三浦 一水 (自民)	渡辺 孝男 (公明)
	岩永 浩美 (自民)	小川 勝也 (民主)	紙 智子 (共産)
	岸 信夫 (自民)	主濱 了 (民主)	(18.10.24 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願3種類3件は、いずれも保留とした。

なお、日豪EPAの交渉開始に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

第164回国会閉会後の7月20日、米国産牛肉輸入問題に関する件及びWTO農業交渉に関する件を議題とし、中川農林水産大臣から報告を聴取した後、政府が米国で行っている対日輸出施設調査の進捗状況、米国農務省の施設抜き打ち査察に日本側が同行する手順と実効性、米国の飼料規制の現状、6月末のWTO閣僚級会合の概要、WTO農業交渉の長期化が日本農業に与える影響、開発イニシアティブの具体化に向けた取組等について質疑を行った。

10月24日、当面の農林水産行政の課題について、松岡農林水産大臣から説明を聴取した。

10月26日、農林水産に関する調査を議題とし、品目横断的経営安定対策の対象を担い手に限定する意義、日豪EPAが我が国農業に及ぼす影響、農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組、京都議定書目標達成のための森林整備に必要な財源確保策、植物新品種の育成者権の保護強化策、平成18年10月の低気圧による農林漁業被害とその対策、松岡農林水産大臣への政治献金等について質疑を行った。

11月30日、農林水産に関する調査を議題とし、日豪EPA締結が我が国農業及び経営所得安定対策に及ぼす影響、平成19年産秋まき麦に関する品目横断的経営安定対策の加入申請状況、食料自給率向上のために飼料用稲などの増産支援を行う必要性、本年の自然災害等による農林漁業被害とその対策、公益的機能を果たす森林の整備対策、国有林野事業改革のあり方、北朝鮮経済制裁に伴い影響を受ける水産業への支援策、有機農業推進対策等について質疑を行った。

12月12日、日豪EPA交渉等に関する件を議題とし、WTO交渉妥結による世界貿易ルールの確立後に日豪等EPA交渉を進める必要性、日豪EPAで関税が撤廃された場合の農林水産物、食料自給率、地域経済等への影響、我が国の重要品目を関税撤廃の例外とする必要性、日豪共同研究報告書にある「除外」及び「再協議」の具体的な意味、我が国主張の実現が困難な場合には日豪EPA交渉を中断する必要性等について質疑を行うとともに、政府に対し、日豪EPAの交渉開始に関する決議を行った。

〔法律案の提出〕

12月5日、有機農業の推進に関する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明がなされた後、全会一致をもって本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、有機農業が農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとともに、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じようとするものである。

(2) 委員会経過

○平成18年7月20日（木）（第164回国会閉会後第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米国産牛肉輸入問題に関する件及びWTO農業交渉に関する件について中川農林水産大臣から報告を聴いた後、同大臣、三浦農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕国井正幸君（自民）、小川勝也君（民主）、主濱了君（民主）、郡司彰君（民主）、谷合正明君（公明）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

○平成18年10月24日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月26日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 品目横断的経営安定対策に関する件、EPA交渉に関する件、農林水産物・食品の輸出に関する件、京都議定書目標達成のための森林整備に関する件、植物新品種育成者権の保護に関する件、平成18年10月の低気圧による農林漁業被害とその対策に関する件、松岡農林水産大臣への政治献金に関する件等について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、岸信夫君（自民）、谷博之君（民主）、小川勝也君（民主）、小川敏夫君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

○平成18年11月30日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日豪EPAに関する件、品目横断的経営安定対策に関する件、国民に対する食料の安定供給に関する件、農林水産分野の災害対策に関する件、公益的機能を果たす森林の整備に関する件、国有林野事業に関する件、北朝鮮経済制裁に伴い影響を受ける水産業への支援に関する件、有機農業の推進に関する件等について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕常田享詳君（自民）、岩永浩美君（自民）、平野達男君（民主）、和田ひろ子君（民主）、主濱了君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

○平成18年12月5日（火）（第4回）

- 有機農業の推進に関する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成18年12月12日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日豪EPA等に関する件について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小斉平敏文君（自民）、主濱了君（民主）、谷博之君（民主）、松下新平君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

- 日豪EPAの交渉開始に関する決議を行った。

○平成18年12月14日（木）（第6回）

- 請願第1229号外2件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨

○成立した議案

有機農業の推進に関する法律案(参第8号)

【要旨】

本法律案は、有機農業が農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとともに、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関す

る施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

二、基本理念

- 1 有機農業の推進は、農業者が容易に有機農業に従事することができるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 有機農業の推進は、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物入手できるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 有機農業の推進は、有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。
- 4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ行われなければならない。

三、国及び地方公共団体の責務

- 1 国及び地方公共団体は、二、の基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有するものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

四、基本方針及び推進計画

- 1 農林水産大臣は、有機農業の推進に関し、次の事項を内容とする基本方針を定めることとする。
 - イ 有機農業の推進に関する基本的な事項
 - ロ 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
 - ハ 有機農業の推進に関する施策に関する事項
 - ニ その他有機農業の推進に関し必要な事項
- 2 都道府県は、1の基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（推進計画）を定めるよう努めなければならないこととする。

五、基本的な施策

国及び地方公共団体は、次の基本的な施策を講ずることとする。

- 1 有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援
- 2 有機農業に関する技術開発の促進のための研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報提供
- 3 消費者の有機農業に対する理解と関心の増進のための広報活動
- 4 有機農業者と消費者との交流の促進

5 有機農業の推進に関する調査の実施

6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

(4) 委員会決議

—— 日豪EPAの交渉開始に関する決議 ——

我が国と豪州は、経済関係のみならず、米国などと並ぶ我が国の友邦として深い関係がある。

日豪EPAについては、この関係を強化し、さらに広く、かつ深化したものとすることを目標とし、なかんずく、資源の安定供給がこのEPAによって確保されることが大きな課題である。

一方、日豪間の貿易関係の多くを占める農林水産品については、日豪間で大きな生産格差が存在することから、日豪間のEPAによって、国内の農林水産業を中心に大きな悪影響が及び、我が国農林水産業・農山漁村の有する多面的機能が損なわれるおそれがあるとともに、現在進めている我が国農林水産業の構造改革の取組に支障が生じるとの強い懸念がある。

日豪EPAが、真に日豪両国の友好関係の増進に貢献するためには、このような懸念を払拭し、真に両国の経済関係の深化につながるものとする必要があると必要不可欠である。

よって、政府は、日豪EPAの交渉入りをする場合には、次の事項の実現を図ることを強く求めるものである。

一、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となって全力を挙げて交渉すること。

二、現在進行中のWTO交渉や、米国、カナダ等との間の農林水産物貿易に与える影響について十分留意すること。

三、交渉に当たっては、交渉期限を定めず、粘り強く交渉すること。万一、我が国の重要品目の柔軟な取扱いについて十分な配慮が得られないときは、政府は交渉の継続について中断も含め厳しい判断をもって臨むこと。

四、交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速し、国際競争力の強化につながるよう全力を挙げるとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

右決議する。